



原爆被爆者の助成内容について

Q&A

① 介護保険サービスを利用した場合、自己負担はどのようなもの？

「被爆者健康手帳」をサービス事業所に提示することで、該当する介護保険サービスの自己負担分が公費より助成されます。

サービス種別	サービス名	給付等	
居宅サービス	<訪問サービス> *介護予防サービスも含む ☆訪問看護 ☆訪問リハビリテーション ☆居宅療養管理指導 ★訪問介護 *低所得者に限る。	1割自己負担助成 1割自己負担助成 1割自己負担助成 1割自己負担助成	
	<通所サービス> ☆通所リハビリテーション ☆通所介護(デイサービス) <短期入所サービス> ☆短期入所療養介護 ☆短期入所生活介護(ショートステイ)	1割自己負担助成 1割自己負担助成 1割自己負担助成 1割自己負担助成	
	<訪問サービス> ・訪問入浴介護 ・特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売	対象外(自己負担) 対象外(自己負担) 対象外(自己負担) 対象外(自己負担)	
	☆介護老人保健施設(入所) ☆介護療養型医療施設(入所) ☆介護老人福祉施設(入所)(特養)	1割自己負担助成 1割自己負担助成 1割自己負担助成	
	地域密着型サービス	☆認知症対応型通所介護 ☆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ☆小規模多機能型居宅介護 ☆定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ☆複合型サービス	1割自己負担助成 1割自己負担助成 1割自己負担助成 1割自己負担助成 1割自己負担助成
		・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ・地域密着型特定施設入居者生活介護	対象外(自己負担) 対象外(自己負担) 対象外(自己負担)
		・住宅改修費	対象外(自己負担)
		その他	対象外(自己負担)
		・住宅改修費	対象外(自己負担)

* 食事代・おやつ代・居室料は自己負担です。

* 低所得者とは・・・市民税・県民税非課税世帯。

② **非課税世帯ですが、訪問介護を利用するにはどうしたらいいの？**

訪問介護を利用するときには、「被爆者健康手帳」と合わせて「山口県被爆者訪問介護等利用助成受給者証」の提示が必要です。「山口県被爆者訪問介護等利用助成受給者証」は、最寄りの保健所（健康福祉センター）で申請ができます。

③ **「被爆者健康手帳」の提示を忘れ、自己負担分を支払いました。支払い後に償還払いを請求することができるのでしょうか？**

償還払いを請求することができます。最寄りの保健所（健康福祉センター）に、申請書・領収書・サービス提供明細書又はサービス利用票別表・支払金口座振替依頼書を添付して請求してください。

*申請書は、サービス内容により以下のように異なります。

医療系サービス：一般疾病医療費支給申請書

福祉系サービス：介護保険利用被爆者助成金支給申請書

④ **医療機関を利用した場合、自己負担はどうなるの？**

「被爆者健康手帳」を医療機関に提示することで、自己負担分が公費より助成されます。（健康保険の適用内の治療や費用に限る）

都道府県知事が指定した医療機関で医療を受けた場合、無料で受診できます。

都道府県知事が指定した医療機関以外で医療を受けた場合、窓口で自己負担分の支払いが必要ですが、後に支払った費用を最寄りの保健所（健康福祉センター）に、請求することができます。

その他、医師が必要と認め、かつ健康保険が適用された場合、下記の内容が給付の対象になります。

- ・治療上使用するコルセット、補装具等の購入に掛かった費用
- ・あんま、マッサージ、指圧、はりきゅう
- ・入院又は転院治療が必要になったときの移送の費用
- ・入院時の食事費用

その他にも、健康診断・被爆者手当・養護老人ホーム入所負担金助成・保養施設の利用助成など、原爆被爆者への支援対策があります。詳細は、最寄りの保健所（健康福祉センター）へお問い合わせください。

